

後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

▷ 問い合わせ 保険年金係 (☎ 2 2 3 - 3 5 3 2) または、
後期高齢者医療お問い合わせセンター (☎ < 0 9 2 > 6 5 1 - 3 1 1 1)

◆ 令和 6 年度の保険料額の算出方法

個人ごとの保険料は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等^(※1)に応じて負担する「所得割額」との合計になります。

保険料額 (年額) ^{(※2)(※4)} (10円未満切り捨て)	=	均等割額 6万4円	+	所得割額 [総所得金額等 ^(※1) - 基礎控除額 ^(※3)] × 11.83% (所得割率) ^(※4)
---	---	--------------	---	--

※注1 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除額」、「給与収入－給与所得控除額」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。

※注2 保険料の賦課限度額は80万円です。

※注3 「基礎控除額」とは、合計所得金額が2400万円以下の場合43万円ですが、2400万円を超える場合は異なります。

※注4 令和6、7年度の保険料率改定の影響をふまえ、低所得者層などの負担増に配慮し、次の激変緩和措置が講じられます。制度改正の詳しい内容は、当初保険料額決定通知書に同封するリーフレットを見てください。

● 賦課限度額＝昭和24年3月31日以前に生まれた人、令和7年3月31日までに障害認定により被保険者となった人は、73万円です。

● 所得割率＝令和5年中の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない人の所得割率は11.02%です。

◆ 令和 6 年度の保険料軽減措置

○ 世帯の所得状況に応じて、**均等割額**が軽減されます。

均等割額 軽減割合	軽減後の均等割額 (年額)	対象者の所得要件 (同一世帯 ^(※5) 内の被保険者と世帯主の軽減対象所得金額 ^(※6) の合計額)
7割軽減	1万8001円	43万円(基礎控除額) + 10万円 × (給与所得者等の数－1) ^(※7) 以下
5割軽減	3万2円	43万円(基礎控除額) + 29万5000円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数－1) ^(※7) 以下
2割軽減	4万8003円	43万円(基礎控除額) + 54万5000円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数－1) ^(※7) 以下

※注5 「同一世帯」とは、4月1日時点(年度途中で75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)の世帯が基準になります。

※注6 「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の人の公的年金は、「公的年金等収入－公的年金等控除額－特別控除額(15万円)」です。また、事業専従者控除、分離譲渡所得の特別控除は適用されません。

※注7 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得または公的年金等に係る所得がある場合に適用されます。

○ 後期高齢者医療制度に加入する前日まで、**社会保険の被扶養者**だった人

所得割額はかかりません。また、制度加入後2年間に限り、均等割額が5割軽減されます。なお、均等割額が7割軽減に該当する人は、7割軽減が優先されます。

※軽減後の保険料は、年額3万2円です。

◆ 保険料額の通知

保険料額の詳細は、7月に送付予定の「令和6年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。



令和6年度の申請を受け付けます



障がい者福祉タクシー料金補助事業 介護用品給付サービス事業

▷問い合わせ 障がい者・生活支援係 (☎223-3530)

項目	障がい者福祉タクシー料金補助事業	介護用品（紙おむつ）給付サービス事業
対象	●在宅で生活している人で、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級・2級、特定医療費（指定難病）受給者証を持っている人 ●前年度の町民税が非課税の人（対象者が未成年のときは扶養義務者が非課税の場合） 【対象外】 ●施設に入所または病院などに入院している人 ●身体障害者手帳の再認定の期限までに認定を受けていない人 ●精神障害者保健福祉手帳の有効期限が切れている人	●在宅で生活している65歳未満の人で、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳Aを持っており、日常生活上、常時介護を要し、紙おむつなどを必要とする人 ●町民税が非課税の人（対象者が未成年のときは扶養義務者が非課税の場合） 【対象外】 ●高齢者などの介護用品給付サービスの受給者 ●生活保護またはほかの制度による同様のサービス受給者 ●施設に入所または病院などに入院している人 ●介護保険または障害福祉サービスで宿泊の短期入所サービスを、月15日以上利用するとき
内容	●芦屋町福祉タクシー利用券を交付します。利用券の交付は、年間に基本料金24回分（ただし、じん臓機能障がい者は年間に基本料金72回分） ●本人申請の場合、申請日に対象要件の確認がとれた人は、当日交付 ●代理申請の場合、<u>本人による申請内容の確認と捺印が必要（当日交付ができない場合があります）</u>	●給付限度額まで、紙おむつを自己負担1割で配布します（限度額を超えた場合、超過分は全額自己負担となります） ●町民税非課税世帯の人の給付限度額＝月額6000円 ●町民税課税世帯で、対象者が町民税非課税の場合（対象者が未成年のときは扶養義務者が非課税の場合）の給付限度額＝月額3000円 ●給付は、決定した日の翌月分から
受付	4月1日☎から	随時
申請	●障害者手帳または特定医療費（指定難病）受給者証が必要です。本人が自署する場合は、印かんはいりません。 ●転入者で、令和5年1月1日に芦屋町に住民票がなかった人は、前住所地発行の非課税証明書が必要です。 ●申請時、令和5年度（4年分収入）の税の確認をします。申告をしていない人は、申告をしてください。 ●申請書は、3月21日☎から福祉課窓口で配布しています。また、町のホームページからダウンロードできます。 ※<u>タクシーチケットの交付は4月1日☎からです。</u>	